

農地利用最適化推進マニュアル

～ 地域の農地を未来につなぐために ～



平成30年2月

兵庫県
一般社団法人兵庫県農業会議
公益社団法人兵庫みどり公社

目次

第1 はじめに

- I 農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さまへ 1
- II 皆さまにお願いしたいこと 1

第2 農家等の意向の把握と報告

活動の流れ 2

ステップ1 農会長など地域団体の役員との顔合わせ
顔合わせの時に話すこと 3

ステップ2 農家の意向（特に農地を貸したい・借りたい）の
把握と現場調査
このようなことを聴き取りましょう 4
このような場合は… 5
円滑に進めるために 6

農地中間管理事業についてはこのような
アドバイスがあります 7

農地中間管理機構ついて聞かれた時は 8

このようなことを確認しましょう 9

耕作されていない農地を発見したら 10

ステップ3 把握した農家の意向と農地の状況に係る報告書の作成・提出
報告書の作成・提出にあたって 11

第3 発展的な活動事例

新規就農者等と地域との橋渡し 12

人・農地プランの作成（見直し）に向けた
きっかけづくり 13

農地中間管理事業の活用に向けた啓発活動 13

集落営農組織の法人化等に向けたきっかけづくり 14

基盤整備の実施に向けたきっかけづくり 14

メモ 15

報告書の様式 16・17

第1 はじめに

I 農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さまへ

皆さまの業務である「農地利用の最適化の推進」は、一言で言えば、「農地の相談員」。地域における農地の利用調整を行うことで、農地が使えなくなる前に、有効に使える人に引き継いでいくことです。

このマニュアルは、農地の相談員となる皆さんに期待されている具体的な活動内容を示したものです。

マニュアルを参考に、皆さまの活動によって、地域の貴重な財産である農地を守り、未来につなげていきましょう。

II 皆さまにお願いしたいこと

活動の第一歩として農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さまにお願いしたいことは、2つです。

それは、

①地域の農家等の意向及び農地の状況の『把握』

②把握した情報の事務局・関係者への『報告』

です。

～地域で活動するにあたって～

①まずは世間話から！

まずは、世間話からはじめて、農家の方と話しやすい関係を築くように努めましょう。

②情報共有が重要！

他の農業委員や農地利用最適化推進委員さんと積極的にコミュニケーションを図り、活動の状況等についての情報を共有しましょう。

③無理は禁物！

地域で活動すると、農家の方々から様々なことを聞かれます。回答が難しいことに対しては無理して答えたり、一人で解決しようとしたりせずに、持ち帰った上で、事務局と担当する機関に「①いつ、②誰から、③何を」聞かれたか。それに対して「どう答えたか」を情報提供しましょう。

第2 農家等の意向及び農地の状況の把握と報告

《活動の流れ》

～ステップ1～

農会長など地域団体の役員との顔合わせ

～ステップ2～

農家の意向（特に農地を貸したい・借りたい）の把握と現場調査

～ステップ3～

把握した農家の意向と農地の状況に係る報告書の作成・提出

～ステップ1～

農会長など地域団体の役員との顔合わせ

地域で活動するにあたり、農会や自治会など地域団体に協力していただくことがたくさんあります。

そこで、活動する前に地域での会合等に出席して農会や自治会などの地域団体の役員との顔合わせを行いましょ。

～顔合わせの時に話すこと～

- ①自分がこの集落の農業委員（農地利用最適化推進委員）であるということ

発言（例）

「この度、〇〇地区で農業委員（農地利用最適化推進委員）として活動することとなった〇〇です。」

- ②農家の意向把握のために訪問活動を行うこと

発言（例）

「〇月末まで〇〇集落で農業をされているお宅を訪問して、将来の営農に対する意向を聞いて回る予定です。」

- ③農地の現場確認のために周辺を見て回るとということ

発言（例）

「特に規模縮小や離農を検討している農家の耕作する農地については、所在や面積、進入路・水路の有無等、営農条件を調査したいので周囲を巡回します。」

- ④農地を貸したい・借りたいという情報や相談があれば随時自分まで連絡してほしいということ

発言（例）

「もしも、集落内に規模拡大を目指していたり、反対に規模縮小や離農を検討されていたりする農家の情報があれば、随時教えていただけませんか。
貸してもらえる農地を探したり、農地を受けてくれる担い手を探したりするお手伝いをします。」

～ステップ2～

農家の意向（特に農地を貸したい・借りたい）の把握と現場調査

まずは、農家を訪問し、農地を貸したい・借りたい等の意向を聴き取りましょう。

～このようなことを聴き取りましょう～

①生活していくにあたっての農業の位置付け

質問) 「生計を立てるにあたって、農業はどのような位置付けですか？」

⇒生業であり、なくてはならない。

⇒他の仕事による所得の方が多いが、農業の所得も当てにしている。

⇒所得を目的にしておらず、趣味程度にやっている。

⇒やりたくないが、農地を所有しているから仕方なくやっている。

②所有する農地の利用状況

質問) 「お持ちの農地は全て耕作されていますか？」

⇒全て耕作している。

⇒全て誰かに耕作してもらっている。

⇒草刈だけしかしていない農地がある。

⇒放ったらかしにしている農地がある。

③今後の経営規模に関する意向

質問) 「“耕作面積を増やしたい・減らしたい” など、今後の経営面積に関する希望はありますか？」

⇒規模拡大したい。

⇒拡大も縮小もしない（現状維持）。

⇒規模縮小（離農）したい。

※規模縮小（離農）したいとの意向をお持ちの場合は、

①その時期、②理由、③後継者の有無も聴き取る。

※聴き取った内容は、報告書（16ページ参照）にまとめるとともに、回答の内容に適したアドバイス（7ページ参照）をしましょう。

このような場合は・・・

①訪問したが、不在だった場合…

○名刺の裏側等に

- ・ 意向調査のために訪問したこと
- ・ 次回の訪問予定日
- ・ 連絡先

を記載してポストに投函しましょう。

②農地所有者が遠方にお住まいの場合…

○事務局にその旨を説明し、農業委員（農地利用最適化推進委員）と事務局が連携して

- ・ 文書や電話により連絡する
- ・ 正月やお盆など親族が実家に集まる際に訪問するなどにより意向の聴き取りを行いましょう。

③農地所有者等に説明したが「息子等に相談してみないと自分一人では決められない」と言われた場合…

○息子さんなどの相談先の方に、こちらから直接説明することも可能である旨を提案しましょう。

※必要に応じて説明先となる相手方の連絡先を聞きましょう。

息子さんなどには、農業委員会から連絡がある旨を事前に伝えておいてもらうようにしましょう。

～円滑に進めるために～

①活動しやすい集落から！

まずは、自分の出身集落などの訪問しやすい集落からはじめましょう。

②関係者を巻き込みましょう！

馴染みの薄い集落で訪問活動を行う際は、農会や自治会の役員、事務局・市町・農地中間管理機構など、その集落とつながりのある方に協力を依頼し、必要に応じて同行してもらおうなどしましょう。

③集落の集まりに参加しましょう！

農家などが集まる地域の会合等に呼ばれた際には積極的に参加しましょう。

農地所有者の今後の意向などの有益な情報を得ることできるかもしれません。

※会議等の開催に関する情報は事務局や市町農政担当課に聞いてみましょう。

④無理は禁物！

農家の方から答えきれないことを質問された場合は、その場で無理して答えようとしたり、一人で解決したりしようとせずに、持ち帰って速やかに事務局と担当する機関へ報告しましょう。

農地所有者から聴き取った意向に応じてアドバイスをしましょう。
権利設定の方法は様々ですが、特に農業振興地域内の農地については、農地中間管理事業の活用を積極的におすすめしましょう。

～農地中間管理事業についてはこのようなアドバイスがあります～

○耕作していない農地がある場合

例) 耕作していない農地での耕作を再開しますか？
しないのであれば、農地中間管理機構に登録しませんか？
借り手が見つかれば、きっちりと耕作してくれて、地域農業の発展に役立てられますよ。

○今後の経営規模に関する意向

①規模拡大する場合

例) 農地中間管理機構に相談してみませんか？
農地を探してくれますよ。

②現状の面積を維持する場合

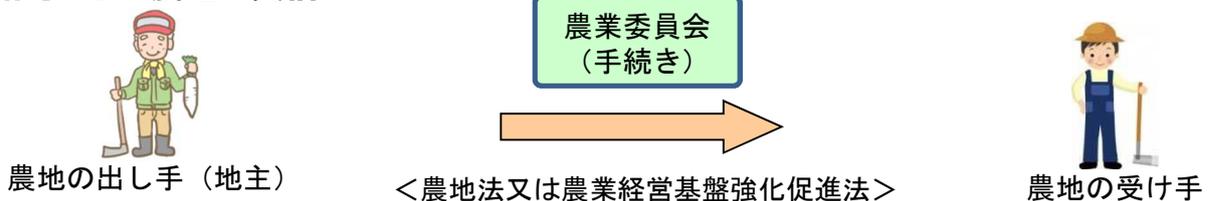
例) 借り受けている農地があれば、農地中間管理事業に切り替えませんか？
うまくいけば、点在している農地をまとめられるかもしれませんよ。

③規模縮小若しくは離農する場合

例) 耕作しなくなる農地を農地中間管理機構に登録してみませんか？
借り手が見つかれば、きっちりと耕作してくれて、地域農業の発展に役立てられますよ。

※機構に登録すると回答した農家の方に記載いただくために「農用地等借受希望申込書」と「貸付希望農用地等登録申出書」を携行しましょう。

○相対による農地の貸借



○農地中間管理事業による農地の貸借



～農地中間管理機構について聞かれた時は～

○農地中間管理機構ってなに??

農地中間管理機構は県が指定した公的な機関で、農地を貸したい人から農地を借り受けて農地を借りたい人に貸し付ける農地中間管理事業を行っている機関です。

○どんな農地でも借りてくれるの?

貸し付けを希望する農地の借受希望者を機構が探し、マッチングが整えば借り受けます。

※対象となる農地は農業振興地域内の農地に限ります。

○一度貸した農地は永久に戻ってこない?

貸付期間が満了すれば、農地は戻ってきます。また、貸付期間内であってもやむを得ない事情があれば合意解約も可能です。

○農地の受け手が貸付期間内に耕作できなくなった場合、農地は返ってくるの?

耕作者が何らかの理由で耕作できなくなった場合、農地中間管理機構が関係機関と連携して次の耕作者を探します。

○農地の受け手から農地の貸し借りに関しての何らかの求め等があった場合、どうすれば良いの?

耕作者から申出等があった場合は、農地中間管理機構が関係機関と連携しながら調整します。

○農地中間管理機構に農地を貸し付けるメリットってあるの?

- ・ 農地の固定資産税の軽減（要件あり）
- ・ 機構集積協力金の交付（要件あり）
- ・ 贈与税、相続税の納税猶予の継続などのメリットがあります。

※詳しくは、農地中間管理事業チラシ『預けて安心、気持ちスッキリ!』を参考にしてください。

意向を把握した農家の農地の状況について現場調査を行いましょう。

～現場調査にあたって～

- ①現場調査にあたっては、所有者や耕作者、農会の役員など現場の状況を把握している方に同行を依頼しましょう。
- ②農地に入って調査することもあるため、農地所有者と耕作者には「いつ」現地調査を行うか連絡しておきましょう。

～現場ではこのようなことを確認しましょう～

○耕作していない農地を所有する農家又は今後、規模縮小若しくは離農する意向を有する農家の所有する農地
所有する農地が

- ①すぐにでも耕作が可能な農地か（遊休化していないか）
 - ・草木が繁茂していないか
 - ②ほ場整備されている農地か
 - ・周囲も含めて整形な農地となっているか
 - ③水路は整備されているか
 - ・水を十分に農地に入れることが可能か
 - ・水口、落口は整備されているか
 - ④機械の乗り入れ口はあるか
 - ・無理なくコンバインがほ場内に入れるか
 - ⑤農地の上に施設があるか
 - ・ハウス等の農業用施設があるか
- 等

○規模拡大する意向を有する農家の耕作する農地の周辺
耕作している農地の周辺に

- ・耕作されていない農地がある場合
 - ・規模縮小・離農意向を有する農家所有の農地がある場合
- 必要に応じて以下のことを確認しましょう。

- ①上記の①～⑤を確認
- ②農地所有者を確認し、意向を把握
- ③報告書に記載し、事務局を通じて農地中間管理機構に報告

※円滑な情報提供のために写真を撮影しておきましょう。

～日々の巡回活動で耕作されていない農地を発見したら～

①農地の荒廃の程度を確認しましょう。

当該農地の荒廃の程度が耕作可能な程度であるかを目視等を確認しましょう。

○荒れているが、耕作が可能な程度である場合…

⇒農地の状況を調査（9ページ参照）しましょう。

○耕作ができないほど荒れている場合…

⇒事務局に相談しましょう。

事務局が、当該農地の取扱い（非農地と判定する等）について検討します。

②農地の所有者を調査しましょう。

事務局と相談しながら農地の地番を確認した上で、農地台帳等で所有者を確認しましょう。

○農地所有者が確認できた場合…

⇒所有者宅を訪問し、今後の農地利用についての意向把握（4ページ以降参照）を行いましょう。

○農地所有者が確認できなかった場合…

⇒その旨を事務局に報告しましょう。

※所有者が不明の農地でも機構が借りることが可能となる手続きを機構が行う可能性があるためです。

～ステップ3～

把握した農家の意向と農地の状況に係る報告書の作成・提出

農家訪問・現地確認により入手した情報を報告書にまとめて、事務局に提出しましょう。

※報告書の様式はP16・17にあります。

～報告書の作成・提出にあたって～

○「お困りごと」に注目！

「農家のお困りごと」はかなり重要な情報です。

農家の方から「こんなことに困っている」というお話しが出た場合、些細なことであっても報告書に記載しましょう。

○定期的に報告書を提出しましょう！

月に1度の定例意見交換会の際等にまとめて提出しましょう（報告書を作成する度に提出しても構いません）。

提出された報告書は事務局から関係機関に情報提供します。

○打合せには積極的に参加しましょう！

報告書について、内容の確認や今後の対応方針等について関係者で打合せを行うこともあるかと思います。

そのような場には、積極的に参加しましょう。

重要！！：報告書の取り扱い（事務局向け）

事務局は、報告書を取りまとめ、定例の意見交換の際に得られた情報も付加した上で、以下の関係機関に情報提供してください。

- 市町農政担当課
- 農林（水産）振興事務所
- 農地中間管理機構地域農地管理事務所

※情報提供する際は、個人情報の取扱いに注意すること。

第3 発展的な活動事例

地域の実情に応じた農地利用の最適化に向けて、活動内容をステップアップしましょう。

新規就農者等と地域との橋渡し

地域就農支援センター*から「担当地区で就農を希望する農業者がいる」等の新規就農者に関する相談があった場合は、就農希望地域、取得希望の農地面積、栽培予定作物等を聴き取った上で、①地域就農支援センターに対して就農を希望する地域内の貸し付けが可能な農地の情報を提供する。

※貸し付けが可能な農地の情報はステップ2（P4～）により入手する。

《提供する農地情報》

○現況不作付けの農地及び今後不作付けとなる農地について

- ・所在
- ・整備状況
- ・すぐに耕作できる状態か（遊休化していないか）
- ・農業用施設の有無

○雇用就農者の受入れを希望している経営体の有無

○その他、参考情報

※本人が現地確認に訪れる際には、地域就農支援センターとともに同行し、農地の状況等について説明する。

②集落の役員等と就農希望者との橋渡しを行う。

《伝える内容》

- ・氏名、年齢等の本人の情報
- ・耕作を希望する農地の所在
- ・栽培予定作物
- ・どなたか地域の担い手から営農のノウハウを教えてあげてほしいということ

※農地の貸し付けにあたっては、農地中間管理事業の活用を積極的に提案する。

*市町、農業協同組合、農業委員会、農林（水産）振興事務所、農業改良普及センターで構成（事務局：農業改良普及センター）

人・農地プランの作成（見直し）に向けたきっかけづくり

集落の役員等に対して、

①人・農地プランの作成（見直し）をはたらきかける。

《重点的にはたらきかける集落》

- ・プラン未作成の集落
- ・プラン作成（見直し）後複数年経過している集落

《役員等へ説明する内容》

- ・プランの制度概要
- ・プラン作成（見直し）の意義
- ・プラン作成（見直し）のメリット

※上記のことが記載された資料を持参

②市町農政担当課に対し、「当該集落がプランの作成（見直し）に興味を示しているため、集落の役員等にプラン作成（見直し）に向けてやらなければいけないこと等を説明してほしい」と伝える。

※市町等が説明会を行う場合は参画し、必要に応じて助言を行う。

農地中間管理事業の活用に向けた啓発活動

集落の役員等に対して、

①農地中間管理事業の積極的な活用をはたらきかける。

《重点的にはたらきかける集落》

- ・担い手への農地の集積率が低調な集落
- ・相対での利用権設定が多い集落

《役員等へ説明する内容》

- ・農地中間管理事業の概要
- ・農地中間管理事業の活用のメリット

※上記のことが記載された資料を持参

②農地中間管理機構・市町農政担当課に対し、「当該集落の役員等が農地中間管理事業に興味を示しているため、集落の役員等に事業の詳細を説明してあげてほしい」と伝える。

※市町等が説明会を行う場合は参画し、必要に応じて助言を行う。

集落営農の法人化等に向けたきっかけづくり

集落の役員等に対して、

①集落営農の法人化等に対する意向を聴き取る。

《重点的にはたらきかける集落》

- ・集落営農の未組織集落
- ・組織化しているが、法人化していない集落
- ・法人化しているが、後継者が不在等で経営基盤が安定していない集落

《役員等へ説明する内容》

- ・法人化等の意義
- ・法人化等のメリット
- ・法人化等への支援施策

※上記のことが記載された資料を持参

②市町農政担当課に対し、「当該集落が法人化に興味を示しているため、集落の役員等に法人化に向けてやらなければならないこと等について説明してほしい」と伝える。

※市町等が説明会を行う場合は参画し、必要に応じて助言を行う。

基盤整備の実施に向けたきっかけづくり

集落の役員等に対して、

①基盤整備の要望の有無を確認する。

《重点的にはたらきかける集落》

- ・基盤整備未実施の集落
- ・基盤整備を実施しているが経年により何らかの不具合を生じ始めている農地のある集落

《役員等へ説明する内容》

- ・基盤整備実施のメリット
- ・基盤整備事業の概要

※上記のことが記載された資料を持参

②市町基盤整備担当課に対し、「当該集落が基盤整備に興味を示しているため、基盤整備事業について説明してほしい」と伝える。

※基盤整備の実施にあたっては、農地中間管理事業の活用を積極的に提案する。

※市町等が説明会を行う場合は参画し、必要に応じて助言を行う。

【メモ】

農家の意向等とりまとめ様式

委員氏名：

日付	農家訪問日	平成	年	月	日
	農地の現況調査日	平成	年	月	日
	記載日	平成	年	月	日

1. 農家訪問

農地所有者の氏名					
生計を立てるにあたっての農業の位置付け	<input type="checkbox"/> 生業であり、なくてはならない <input type="checkbox"/> 他の仕事による所得の方が多いが、農業の所得も当てにしている。 <input type="checkbox"/> 所得を目的にしておらず、趣味程度にやっている。 <input type="checkbox"/> やりたくないが、農地を所有しているから仕方なくやっている。 <input type="checkbox"/> その他 }				
所有する農地の利用状況	<input type="checkbox"/> 全て耕作している（耕作してもらっている）				
	<input type="checkbox"/> 誰も耕作していない農地がある 【耕作していない農地の状況】 <input type="checkbox"/> 草刈だけしている <input type="checkbox"/> 放ったらかしている <input type="checkbox"/> その他 }				
	<input type="checkbox"/> 規模拡大		[新たに借りたい面積 a] [借りたい時期 月頃までに]		
	<input type="checkbox"/> 現状維持		[相対で借受けている面積 a]		
	<input type="checkbox"/> 規模縮小（離農）		[貸したい面積 a] [貸したい時期 月頃までに] [後継者の有無 有 無]		

所有する農地の利用意向	【規模縮小（離農）する理由】	
	農地中間管理事業の活用	<input type="checkbox"/> 活用意向あり <input type="checkbox"/> 活用意向なし
【活用意向がない理由】		
特記事項		

2. 現地調査

農地の状況	すぐにでも耕作が可能か	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	ほ場整備されているか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	水路が整備されているか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	機械の乗り入れ口はあるか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
特記事項			

※農地の現況写真があれば添付

所見 (委員記載)	
--------------	--

所見 (事務局記載)	
---------------	--

事務局から 他機関への情報 提供の状況	提供日	平成 年 月 日
	提供先	

所有する農地の利用意向	【規模縮小（離農）する理由】 自分で耕作ができる農地は頑張って耕作してきたが、高齢ということもあり体力的に続けることが難しい。	
	農地中間管理事業の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 活用意向あり <input type="checkbox"/> 活用意向なし 【活用意向がない理由】
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢で体力的に耕作を継続することが困難 ・ 後継者もない（息子がいるが、東京で就職しているため農業を引き継ぐつもりはない） ・ 農地中間管理事業について説明したところ、「ぜひ活用したい」とのこと ・ 6月18日に農地中間管理機構の職員と再度訪問することとしている 	

2. 現地調査

農地の状況	すぐにでも耕作が可能か	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	ほ場整備されているか	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	水路が整備されているか	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	機械の乗り入れ口はあるか	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場整備はされていないが、日当たりが良く営農には適する場所 		

※農地の現況写真があれば添付

所見 (委員記載)	耕作をやめる農地は営農に最適な場所であり、早急に他の経営体に権利設定する必要がある。 その候補として、楠氏が適当であると考えます。
--------------	--

所見 (事務局記載)	上記の報告を踏まえて、農地中間管理事業の活用に向けて機構と協議を行う。 また、楠氏に対して農地の借り受けを打診する。
---------------	---

事務局から他機関への情報提供の状況	提供（予定）日	平成 30 年 6 月 26 日
	提供先	農林水産課、農林振興事務所、地域農地管理事務所

農家の意向等とりまとめ様式

委員氏名： 兵庫 太郎

日 付	農 家 訪 問 日	平成 30 年 6 月 12 日
	農地の現況調査日	平成 30 年 6 月 12 日
	記 載 日	平成 30 年 6 月 12 日

1. 農家訪問

農地所有者の氏名	楠 元気		
生計を立てるにあたっての農業の位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 生業であり、なくてはならない <input type="checkbox"/> 他の仕事による所得の方が多いが、農業の所得も当てにしている。 <input type="checkbox"/> 所得を目的にしておらず、趣味程度にやっている。 <input type="checkbox"/> やりたくないが、農地を所有しているから仕方なくやっている。 <input type="checkbox"/> その他 }		
所有する農地の利用状況	<input checked="" type="checkbox"/>	全て耕作している（耕作してもらっている）	
	<input type="checkbox"/>	誰も耕作していない農地がある	
		【耕作していない農地の状況】 <input type="checkbox"/> 草刈だけしている <input type="checkbox"/> 放ったらかしている <input type="checkbox"/> その他 }	
	<input checked="" type="checkbox"/>	規模拡大	[新たに借りたい面積 50 a] [借りたい時期 来年の田植え 月頃までに]
	<input type="checkbox"/>	現状維持	[相対で借受けている面積 a]
	<input type="checkbox"/>	規模縮小 (離農)	[貸したい面積 a] [貸したい時期 月頃までに] [後継者の有無 有 無]

所有する農地の利用意向	【規模縮小（離農）する理由】	
	農地中間管理事業の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 活用意向あり <input type="checkbox"/> 活用意向なし
【活用意向がない理由】		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・主に水稻を栽培している認定農業者 ・まだ40歳代と若く、どんどん規模拡大したいとの意向を持っている ・農地中間管理事業について説明したところ、現在耕作している農地のうち相対で借りている分についても切り替えたいとのこと ・今後、規模拡大する分についても農地中間管理事業を活用するとのこと 	

2. 現地調査

農地の状況	すぐにでも耕作が可能か	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	ほ場整備されているか	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	水路が整備されているか	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	機械の乗り入れ口はあるか	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・楠氏が耕作している農地の近隣に離農の意向をお持ちの野路菊氏の農地がある。 		

※農地の現況写真があれば添付

所見 (委員記載)	今後も規模拡大を行うと考えられるため、定期的に意向の確認を行うこととする。 野路菊氏に対して、楠氏への農地の貸し付けを打診する。
--------------	---

所見 (事務局記載)	上記の報告を踏まえ、隣接地の所有者を確認し、委員に伝える。 また、借受希望者として登録する等の所要の手続きが必要となるため農地中間機構と協議を行う。
---------------	---

事務局から他機関への情報提供の状況	提供日	平成 30 年 6 月 26 日
	提供先	農林水産課、農林振興事務所、地域農地管理事務所

★必要だと思われる資料を各市町農業委員会事務局において適宜追加してください。

お役立ち資料集



〇〇市（町）・〇〇市（町）農業委員会

目次

- 1 関係者の連絡先一覧表
- 2 〇〇市（町）農業経営基盤強化促進基本構想
- 3 〇〇市（町）農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
- 4 〇〇市（町）賃借料情報
- 5 農地の権利取得の方法の比較
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10

★各市町農業委員会事務局で
連絡先等を記載してください。

★様々な質問をされた時の担当者連絡先

質問内容	担当者	連絡先
農地を貸したい・借りたい	〇〇（〇〇市△△課）	×××-×××-××××
	〇〇（農地中間管理機構）	×××-×××-××××
農業をはじめたい	〇〇（〇〇普及センター（地域就農支援センター事務局））	×××-×××-××××
農業への支援施策	〇〇（〇〇市△△課）	×××-×××-××××
	〇〇（〇〇農林振興事務所）	×××-×××-××××
何を作ったら良いか、いつ植えたら良いか等の栽培技術に関すること	〇〇（〇〇普及センター）	×××-×××-××××
	〇〇（〇〇営農センター）	×××-×××-××××
農地を整備（ほ場整備）したい	〇〇（〇〇市△△課）	×××-×××-××××
	〇〇（〇〇土地改良事務所）	×××-×××-××××
その他全般	〇〇（農業委員会事務局）	×××-×××-××××

★担当地域内の農会長等

集落名	氏名	連絡先
〇〇集落	〇〇（農会長）	×××-×××-××××
	〇〇（農会役員）※	×××-×××-××××
	〇〇（自治会長）	×××-×××-××××
	〇〇（自治会役員）※	×××-×××-××××
〇〇集落	〇〇（農会長）	×××-×××-××××
	〇〇（農会役員）※	×××-×××-××××
	〇〇（自治会長）	×××-×××-××××
	〇〇（自治会役員）※	×××-×××-××××
〇〇集落	〇〇（農会長）	×××-×××-××××
	〇〇（農会役員）※	×××-×××-××××
	〇〇（自治会長）	×××-×××-××××
	〇〇（自治会役員）※	×××-×××-××××
〇〇集落	〇〇（農会長）	×××-×××-××××
	〇〇（農会役員）※	×××-×××-××××
	〇〇（自治会長）	×××-×××-××××
	〇〇（自治会役員）※	×××-×××-××××

※平日の日中に連絡のつきやすい方について記載。

★隣接する地区の農業委員・農地利用最適化推進委員

地区名	担当者	連絡先
〇〇地区	〇〇（農業委員）	×××-×××-××××
〇〇地区	〇〇（農地利用最適化推進委員）	×××-×××-××××
〇〇地区	〇〇（農業委員）	×××-×××-××××
〇〇地区	〇〇（農地利用最適化推進委員）	×××-×××-××××
〇〇地区	〇〇（農業委員）	×××-×××-××××

★農地中間管理機構に借受希望登録している担い手

住所	氏名	連絡先
〇〇市△△	〇〇	×××-×××-××××

★その他関係者

関係※	担当者	連絡先
	〇〇	×××-×××-××××
	〇〇	×××-×××-××××
	〇〇	×××-×××-××××
	〇〇	×××-×××-××××
	〇〇	×××-×××-××××
	〇〇	×××-×××-××××
	〇〇	×××-×××-××××
	〇〇	×××-×××-××××
	〇〇	×××-×××-××××
	〇〇	×××-×××-××××

※どのように関係するか記載。

農地の権利取得の方法の比較

法令	農業経営基盤強化促進法		農地中間管理事業の推進に関する法律
	農地法 3条許可	農地利用集積円滑化事業	
対象の権利	所有権移転、賃貸借権・使用貸借権・その他の使用収益権の設定 (賃貸借の解除、解約申入れ、更新拒絶には知事許可が必要(ただし、合意解約、期間10年以上又は水田裏作の賃貸借の更新拒絶の場合を除く。))	①賃貸借・使用貸借の設定 ②所有権移転 (利用権に係る賃貸借権には農地法17条に定める法定更新の適用がない。) ③農作業委託	①賃貸借・使用貸借の設定 (利用権に係る賃貸借権には農地法17条に定める法定更新の適用がない。) ②所有権移転(特例事業)
対象の農地	市街化区域内農地を含むすべての農地	農地利用集積円滑化事業規定の承認を行った市町のうち市街化区域内の農地を除いた農地	農業振興地域の区域
手続き	①出し手と受け手が共同申請 ②許可要件を踏まえ農業委員会が許可	①農地所有者から農地利用円滑化団体への委任等 ②円滑化団体が一元的に借受希望者と協議・調整 ③市町による農用地利用集積計画の作成(法第18条) ④農業委員会による決定(法第18条) ⑤市町による農用地利用集積計画の公告	①受け手(借受希望者募集への応募) ②出し手(貸出希望農地の登録) ③マッチング ④農用地利用集積計画(農業委員会の決定・公告) ⑤農用地利用配分計画(県申請・公告縦覧・認可・公告)
効果	契約は、許可により効力が生じる。(効力発生要件)(契約日と許可日のうち遅い日)	公告があったときに所有権移転、賃貸借等の設定の効力が生じる。(法第20条)	公告があったときに賃貸借等の設定の効力が生じる。
許可要件等(原則)	①全部効率利用要件(権利を有する全て農地を効率的に耕作すること) ②農作業常時従事要件(農作業に常時従事すること) ③下限面積要件(権利取得後の耕作面積が一定面積(原則50a、別段面積設定可能)に達すること) ④地域調和要件(周辺の農地利用に支障がないこと) ※農地所有適格法人→所有・貸借いずれも可能 その他の法人→解除条件付貸借のみ可能	①基本構想に適合すること ②全部耕作要件 ③常時従事要件	①機構の貸付先決定ルールに基づき、借受希望者の中から貸付者を決定
特徴等	<p>〈特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 出し手と受け手が相対で交渉を行い申請 <p>〈主な活用対象〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内農地の権利設定 試験研究等の目的での権利設定 	<p>〈特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑化団体が一元的に担い手と調整 <p>〈主な活用対象〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 規模拡大を目指す経営体 	<p>〈特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 県域を活動範囲とし、借受希望者に対し広域で貸付希望農地情報の提供が可能 機構が出し手と受け手の間に介入すること、集約化に向けた調整が可能 <p>〈主な活用対象〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の集積・集約化をめざす借受希望者 広域で農地の借入を希望する新規参入者 事務負担の軽減を図りたい借受希望者 貸し手が見つからないなど、相対での権利設定に不安がある農地の貸出希望者